

史料紹介：故横内扶沖繩県属遺品 「中村十作関係資料目録」(抄) について

仲宗根 將 二

昨年8月、明治中期から大正初期にかけて、およそ30年沖繩県職員として勤続した故横内扶の遺品が、遺族の手によって那覇市に寄贈されました。東京から千葉へ転居するにさいして遺品の整理がすすめられ、沖繩県ゆかりの遺品について寄贈したものです。ダンボール数十箱にのぼるぼう大な資料で、受領にさいしては親泊康晴市長が担当職員とともに上京、直接出向いて受けとられたということです。文書資料のなかには、私立沖繩県教育会発行の『征清録』（1895：明治28年）や『沖繩県令達類纂』上・下（1896：明治29年）、沖繩県に徴兵令が施行（1898：明治31年）されたさいの奈良原繁知事の「諭告」など、沖繩近代史研究に欠くことのできない貴重な資料群のようです。このほか200本にのぼる軸物や書画、陶磁器、漆器類もふくまれているもようで、普通の整理では今後何年かかるか見通しがたないほど、と伝えられています。

ところで明治中期、宮古農民の人頭税廃止運動の指導者のひとりとして知られる新潟県出身の中村十作（1867～1943）の妻・夏子は扶の2女です。扶の長男で、夏子の弟・故圓次の妻貞子さんは、扶の遺品を那覇市へ寄贈したのち、11月中旬千葉県に転居しましたが、そのさい残余の資料がでてきたため、夫圓次の在世中

から親交のある宮古出身で、中村十作研究の著書をもつ在京の山内玄三郎夫妻に託されました。山内夫妻は資料はおもに中村十作ゆかりのものであり、宮古へ贈るのが上策と判断され、平良市総合博物館に寄贈されました。小さな紙箱1個分ですが、内容は旧海軍省関係の新聞8点をふくむ71点にのぼっています。中村十作の宮古にかかわる分で、年月のはっきりしているものでは、大正13～昭和17（1924～42）年に至る漁業権申請（宮古での代理人・大野順生）や真珠養殖生産額について、久貝養殖場在の甥中村清との往復書簡など。このほか明治43（1910）年、平良村字池間寄留鮫島幸兵衛から県知事に宛た「宮古島区画漁業出願ニ関スル重要書類」なども入っています。鮫島は鹿児島県出身の、いわゆる寄留商人で、明治39年、宮古で初めてカツオ漁を始めた人物として知られています。この時期、中村十作あるいは横内らとどのようにかわりをもっていたのかもさることながら、宮古の近代漁業史の研究にとっても貴重な資料といえよう。また、これら資料群のなかに散見する中村十作の寄留地が、大正13年：字下里608、昭和9年：字久貝アゲタ551、同12年：奄美大島古仁屋町、同15年：京都市上京区（住所）などと記されていることで、人頭税廃止運動

後の中村の動向の一端をうかがうことができそうです。

なお71点の目録は当館学芸係・小祿裕子の整理によるものです。また今回資料寄贈に当たって、山内玄三郎氏は病床にありながら「横内扶について（十作の妻夏子の父）」の一文をよせていただきました。記して感謝の意を表します。

付記：表題に「抄」を付したのは、いつか公表されるであろう那覇市へ寄贈された資料目録の一部をなすとの配慮から、当館受け分としてはすべてです。

中村十作関係資料目録（抄）

1. 海行かば 第45号 昭和11年6月1日 海軍省
2. 海行かば 第47号 昭和11年8月1日 海軍省
3. 海行かば 第60号 昭和12年9月1日 海軍省
4. 海行かば 第65号 昭和12年12月1日 海軍省
5. 海行かば 第77号 昭和13年5月1日 海軍省
6. 海行かば 第128号 昭和15年7月1日 海軍省
7. 海行かば 第175号 昭和18年2月1日 海軍省
8. 海行かば 第180号 昭和18年7月1日 海軍省
9. 假覚簿（2月より）昭和9・10年の委任状、潜水器漁業許可願等の裏面利用
10. エッチコシキン宛書状（昭和？年7月24日）
11. 眞辺貝採捕着手届（鹿児島県知事早川三郎宛「許可」第1494号 昭和10年7月13日）
12. 潜水器漁業眞辺貝採捕終了届並ニ成績報告（油井島）昭和10年9月28日
13. 陳情書（伊良部村漁業組合宛 昭和6年11月11日 中村十作代理人・大野順生）
14. 承諾書（伊良部村漁業組合長・伊志嶺朝常宛昭和12年7月12日）
15. 書簡（中村清より中村十作宛 昭和？年12月24日）
16. 会員名簿？（京都市左京区）
17. 所得決算メモ（元号不詳6年）
18. 区画漁業権ヲ行使スル権利ヲ証スル書面、中村十作：大島郡古仁屋町古仁屋93番地（漁業鑑札・第1834号、許可期間：昭和14年4月26日～12月30日）
19. 眞珠養殖業許可申請書（油井島、昭和15年5月25日農林大臣島田俊雄宛）6通
20. 昭和16年度眞珠養殖業事業報告ノ件〔昭和17年2月、中村十作（鹿児島県大島郡古仁屋町古仁屋93番地）より農林大臣宛〕
21. 重要雑書類
通信文エッチコシキン商會より中村十作（京都市上京区若王子町18-1）宛 昭和15年7月8日マベ貝、ヒゴ貝に関するメモ綴り添付）昭和14

- 年度マベ・ヒーゴ玉販売数并ニ販売代
金表他メモ綴り
- 潜水器漁業ニ関シ照会ノ件〔中村十
作（古仁屋町古仁屋93番地）より大
島支庁長宛〕他メモ綴り、真珠貝価
格メモ（3枚）
22. 書簡〔中村清（沖縄県宮古郡平良町
字久貝真珠養殖場）より中村十作
（鹿児島県大島郡古仁屋町油井真珠場）
宛、昭和12年6月20日〕
*昭和12年6月12日～19日までの貝
代金報告・領収書綴り添付
23. 書簡〔中村清（沖縄県宮古郡平良町
字久貝真珠養殖場）より中村十作
（字油井油井島真珠場）宛、昭和12年
7月11日〕
24. 漁業権更新申請願ノ書式其他ノ書類
入レ 俵島・油井島更新願書寫シ
（区画漁業権存続期間更新申請、大正
14年1月25日）及び宮古島漁場出願
年月日（大正13年1月21日、中村十
作：平良町字下里608番地寄留）宮古
更新申請ニ関スル書類綴り（区画漁
業権存続期間更新申請他、昭和9年、
中村十作：平良町字久貝アゲタ551番
地寄留）
25. 宮古島区画漁業出願ニ関スル重要書
類
区画漁業免許願書〔明治43年1月17
日同番号15号（漁場図添付）鮫島幸兵
衛（平良村字池間腰原75番地寄留）
より沖縄県知事日比重明宛、2通（池
間沖、久松沖）〕
- 区画漁業免許願書〔明治44年（漁場図
添付）鮫島幸吉（平良村字西里434番地
寄留）より沖縄県知事日比重明宛〕
- 潜水器漁業免許願書〔明治44年10月7
日（漁場図添付）鮫島幸吉より沖縄県
知事日比重明宛〕
26. 貝代金決算報告書
*昭和12年6月19日～6月26日、中村
清宛貝購入領収書（20通）添付
*昭和12年6月26日～7月4日、中村
清宛貝購入領収書（22通）添付
*昭和12年7月4日～7月10日、中村
清宛貝購入領収書（22通）添付
27. 野村信託(株)営業案内パンフレット9枚
28. 内容不明メモ1枚
29. 大正14年度油井島真円馳術漁場図
30. 宮古郡平良町字久貝真珠養殖業最近生
産額（昭和12年～16年）控え、昭和17
年2月22日、2枚
31. 半円養殖真珠ノ委託販賣契約證（大正
15年6月27日、楢崎壽衛へ委託販売）
32. 漁業真珠養殖業ノ免許証写シ〔昭和10
年5月22日、免許番号区第26号、*区
画漁業図添付（昭和12年12月7日）〕
33. 漁業権免許謄本下附願2枚（中村十作
より鹿児島県知事宛、昭和15年）
34. 区画漁業権ヲ行使スル権利ヲ證スル書
面2枚（許可期間、昭和12年12月30日
まで、漁業鑑札、第1619号）
35. 宮古島より大野順生宛文書（産第95
号、大正13年4月2日）
36. 日本合同真珠(株)より中村十作御内儀
宛文書（昭和19年10月21日）

37. 借入金確證（昭和3年2月28日）
38. 最近3年間ニ於ケル核ノ使用数量のメモ（昭和12年～14年）3枚
39. 眞珠養殖業許可申請書〔昭和15年5月25日、中村十作（京都市上京区若王子町18-1）より農林大臣島田俊雄宛〕
40. 眞珠養殖業許可申請書〔昭和15年5月25日、中村十作（宮古郡平良町字久貝アゲダ551番地）より農林大臣島田俊雄宛、久貝沖の分〕
41. 承諾書（平良町字久貝沖合區劃漁業第1種眞珠貝養殖業、昭和9年2月24日）及び漁業権免許謄本下附願（昭和15年6月?日）等その他関係文書綴り
42. 伊良部村漁業組合宛陳情書写し（中村十作代理人大野順生、昭和6年11月11日）
43. 書簡（大野順生より中村十作宛、?年7月13日）
44. 委任状控え〔昭和2年、委任者：中村十作（沖縄県宮古郡平良町字下里608番地）代理人・大野 生〕
45. 委任状控え2枚綴り（昭和9年、昭和?年、代理人大野?）
46. 區劃漁業権存續期間更新申請ノ願書却下願ノ控へ（免許番号區第18號）
47. 領収書（昭和2年1月22日）
48. 昭和11年度卒業生氏名（尋常科、京都市、学校名不明）
49. 眞珠養殖業許可申請書用紙5部
50. 眞珠養殖関係書類昭和13年より
 - * 昭和13年度久貝養殖場蝶貝採捕数施術数採収金額予算
 - * 昭和13年度油井島養殖場マベ採捕数施術数採収金額予算
 - * 昭和14年度油井島養殖場マベ採捕数施術数採収金額予算
 - * 昭和16年度油井島眞珠養殖事業支出見込
 - * 昭和17年度油井島眞珠養殖事業支出見込
 - * 昭和18年度油井島眞珠養殖事業支出見込
 - * 昭和19年度油井島眞珠養殖事業支出見込
 - * 昭和20年度油井島眞珠養殖事業支出見込
 - * 油井島養殖眞珠事業最初参ヶ年間ノ事業支出・収入合計
51. 眞珠養殖事業許可規則、昭和15年4月15日
52. 委任状2通（大正2年12月(株)一二三銀行）
53. 委任状控〔昭和2年中村十作（沖縄県宮古郡平良町字下里608番地）、代理人：大野 生（住所?）〕
54. 本年度買込母貝カラ附第2回施術貝数綴り（昭和4年度の記録有り）
55. 契約書〔大正13年4月5日 眞珠貝養殖業事業契約、中村十作代理人：大野 生（平良町字西里13番地）〕、久貝代表者：洲鎌弘成、久貝武佐、与那覇茂、宮国屋真、
56. 契約書〔大正14年6月1日 雇用契

- 約，丸一楠太郎（和歌山県海草郡大崎村字大崎259番地）]
57. 契約書（大正14年8月31日 眞珠貝養殖事業契約）
58. 契約書（大正15年6月27日 半円養殖眞珠委託販売契約）
59. 書簡，10通〔大野順生より中村十作宛，昭和2年12月分事業費決算書付け）
8月5日，9月2・9・16・23・30日，10月14・21日，11月11日，12月29日。
60. 昭和2年6月分事業費決算書〔6月30日〆切，大野順生より中村十作宛〕
昭和2年5月分事業費決算書（5月31日〆切）
覚書（養殖場拡張に関する件等）
昭和2年3月分事業費受払計算書（3月31日〆切）
自大正15年1月至昭和元年12月一ケ年分事業費支拂高調
61. 昭和2年7月分事業費決算書（7月31日〆切），施術員に関するメモ1枚
62. 昭和2年9月分事業費決算書（9月31日〆切）
覚書 養殖事務所ヲ長山（伊良部島，住所記載無し）ニ移転シ等の他9件
63. 覚書〔借入金，昭和3年，（?年10月～12月支払見込書添付）]
64. 昭和2年度宮古眞珠養殖場事業費決定書
65. 昭和3年1月～6月分事業費決算書，
金網現在数併未施術員数油，マベ別増金附採取奨励方法。
66. 昭和4年6月分事業費決算書（6月30日〆切）
67. 昭和4年9月～12月分事業費決算書，
昭和4年度事業費総決算調
昭和5年1月分事業費決算書
68. 昭和5年3月分事業費決算書（4月5日〆切）
昭和5年4月分事業費決算書（5月2日〆切），5月未払概算。
昭和5年5月分事業費決算書（5月30日〆切）
昭和5年6月分事業費決算書（6月末日〆切）
昭和5年9月分事業費決算書（9月30日〆切）
昭和5年11月分事業費決算書（12月6日〆切）
昭和5年中事業費月別支払決算書
昭和5年10月分事業費決算書（11月8日〆切）
昭和5年度事業費月別受入調書
昭和5年度事業費月別支払調書
昭和5年12月分事業費決算書（12月31日〆切）
昭和4年中事業費決算月別調書（昭和5年4月19日，大野順生より中村十作宛）
69. 昭和6年1月分事業費決算書（1月31日〆切）
昭和6年2月分事業費決算書（2月28日〆切）

昭和6年3月分事業費決算書

(4月30日〆切)

昭和6年4月・5月分事業費決算書

(6月30日〆切)

70. 昭和7年7月分事業費受拂決算書

(7月31日〆切)

71. 通信文 2通(昭和6年2月12日,
?))

(赤坂正一商店 釜山南濱町1丁目よ
り中村十作宛 太刀箔製造販賣之件)

横内扶について(十作の妻夏子の父)

山内 玄三郎

彦根藩から選ばれ南校(東大の前身)
で学ぶ。内務省衛生局(局長後藤象二郎)
に入る。北里柴三郎より席次は上位だっ
た。

同藩の先輩西村捨三が洋行から帰り、
明治16年12月、37才で第四代沖縄県令と
なった時、彼のカンユで沖縄県に赴く
(鍋島や上杉が家令をつれて行ったのと同
じ意味か)。

彼は、その時以来第九代日比知事の時
代まで六代の知事に仕え、大正2年まで、
一時期(教育科・視学科)に籍を置いた
以外、殆ど知事官房の属官(最後は首席)
として、勤務した。

出世慾の皆無に等しい人物であった。
彼の私邸には沖縄の若い中学生(伊波普
猷)等が出入りしており、大和から来た
若い連中もよく遊びに来ていた。

児玉校長排斥の一中ストライキの時彼
等に看板を書いてやったのは彼である

(新川明)。

書道の達人で(沖公文書の題字は彼の
筆になる)。講談社の創設者、野間清治は
若い頃沖縄で教鞭を取った事がある。彼
も横内家に出入りしていた一人だが、あ
る時、彼の娘を嫁にいただき度いと申込
まれた事がある(夏子の姉)。しかし
「お前の様な、辻町から学校へ通う様な者
には娘はやれない」—と云われたそうだ。
彼の長男円次氏が東大社会学科を出て後
の話だが「君の親爺は偉い人だった。春
風タイトウを画に書いた様な人物だった。
君等とても及ばないな—」と評した時、
未だ若かった円次氏は不服だったと云う。
彼は沖縄が好きで書画、こっとう集め
を楽しんで、晩年まで那覇に住みついた
人物である。

当然もっと出世している筈なのに、唯
もくもくとして知事官房の主に納まって
いた。

彼の父は彦根藩士と云う徳川末期封建
時代の武士であり乍ら、彦根城近くの新
平民の部落に出入し、当時の禁をおかし
て彼等の家へ上がって肉を食し、又、彼
等に屋敷の手入等をさせた後は座敷にあ
げて、最上のお茶で招待したりした。当
時としてはめづらしい身分によって人を
差別する事のない人物であった。

そんな父を見て育った為であろうか?
扶は那覇にあって沖縄の人々に対する接
し方にも差別の心がなかった為、若い
学生達が出入りしていた様であるし、彼
が出世することなく晩年まで那覇で過ご

した理由がうかがえる様である。

彼は家庭で政治の事を一切口にしなかった。知事官房の主は西村県令時代からの沖縄近代世替りの総べての動きを知っていた筈である。而し、どの知事にも唯黙々として仕えた。

十作の宮古島請願事件も謝花昇の県政攻撃も、公同会事件のてんまつも総べて彼の頭には仕まいこまれていた。彼は官房の属官として十作の奈良原知事への嘆願からこの青年を知っていた。

十作が請願上京の時の那覇での騒ぎから請願成就、そして、それによって大きく動き出した県政改革のてんまつ、それを知事が自分の功績の如くに号令している事も総べて、彼の頭の中に仕舞われていた。

十作は沖の大東島貸下の手続きをする為に横内の私邸を訪問した時から横内家に入出入りする様になった。真珠養殖事業の資材を求める為によく長崎に行った帰りにカステラを買って来た。

妻はよく中村の事をほめていた。

扶は十作の事を別に口にした事はない。彼は十作の資金の後援者に岸本某を紹介している。南方地方をテンマをチャーター

して真珠調査をした事がある。ジャワ島のハダカ女性の絵葉書を円次氏は貰った事がある。首里博物館の軸書は彼のもっていたのを円次氏が〇〇に呈したもので、美術書に三点しかないと云う一点は横内にある。

結婚して、十作の住いを京都に決めたのは商売取引の場所が大阪、それに神戸の外人商社に便利であり、又扶は、学問をするのは東京、住むのは京都だと口にする人であったし、十作は請願を了えて晴々として京都で内国博を見に行った時、京都の落付いたたはずまいがすっかり好きになった事が頭にあり、居を京都の寺に決めた。

扶は、沖縄を引揚げて後彦根には帰らず十作の同番地に居を構え余生を送った。扶は、奈良原が沖縄を去った後、彼の依頼を受けて代理人となり土地貸下の手続きをとっている。

「星は何でも知っている」と云う歌があった様だが、よい事も悪い事も沖縄中枢で起きたすべての事を知っていて、唯もくもくと県庁官房の庭に立って、風雨にさらされ沖縄を見まもっていた大樹であった。